

7月10日～8月9日は部落解放月間です

7月10日から8月9日までには部落解放月間です。部落解放月間は「同和对策事業特別措置法」が施行された昭和44年7月10日を記念して昭和48年に制定されました。

「同和对策事業特別措置法」の成立によって、国と地方公共団体は、同和对策事業を迅速かつ計画的に行うこと、そして、それらに対応する予算措置を講ずることが義務付けられました。これは、同和对策行政史上画期的な出来事でした。

鳥取県では、この7月10日を記念し、県民みんなで部落差別をなくしていく意識を高めようという目的で、昭和45年に部落解放週間が設けられ、昭和48年からは部落解放月間へと発展したものです。

現在も差別事象が後を絶たず、平成28年12月16日に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されたことはご承知のとおりです。

大山町でも、これまで差別落書きや差別発言、差別ハガキなどの差別事象が発生しています。また、イン

ターネット上での書き込みや地図上に同和地区を示すなど、部落差別を助長する事象も数多く発生しています。

今年も大山町では、この部落解放月間に合わせて啓発活動に取り組みます。部落差別をはじめとするすべての差別をなくしていくために、ぜひご参加ください。

7月は「社会を明るくする運動」強調月間です

すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更正について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動です。

★街頭啓発：7月1日（月）

- ・JR大山口駅前（7時10分）
- ・名和中学校玄関前（7時30分）
- ・中山中学校玄関前（7時30分）

★「社会を明るくする運動西伯郡研究大会」

日時：7月10日（水）13:30～
 場所：プラザ西伯

第3回 みんなの人権セミナー

7月のセミナーは、昼・夜の2回開催します。ご都合が良い時間にぜひご参加ください。

開催日	場所・時間	内容
7月17日（水）	(1回目) 大山町役場本庁舎 14:00～15:30	演 題：同和問題の解決と行政施策のあり方～「部落差別解消法」の活用と条例制定について～ 講 師： ^{とみた} 富田 ^{みのる} 稔さん (天理大学 人間学部 総合教育研究センター)
	(2回目) 大山町人権交流センター 19:30～21:00	講演内容 人権に関する法律が施行され、全国各地で差別禁止条例が制定されています。これからの差別解消、人権課題の解決に向けて、条例の必要性、私たちは何ができるかをご講演いただきます。

①小学校入学までを対象に託児所を設置します。希望される場合は、開催日の4日前までにお子さんのお名前・年齢を添えて、人権推進室に申し込んでください。

②手話通訳・その他配慮を希望される場合は、開催日の14日前までに人権推進室まで申し込んでください。

◆問い合わせ先 大山町人権推進室（人権交流センター内）

☎ 0859-54-2286 / FAX 0859-54-2413